



新年度、
忙しいあなたへ

土・日曜も手続きできます

【留意事項】 ▶ サービスコーナー（所沢駅・狭山ヶ丘・小手指）では手続きできません ▶ 業務の詳細や受け付けできる業務は、事前にご確認ください。関係機関に問い合わせが必要な業務は手続きできない場合があります ▶ 届け出や証明書など申請の際は、本人確認が必要です	市役所			まちづくりセンター （並木除く）		問い合わせ
	4月 7日(日)	4月 13日(土)	4月 27日(土)	4月 13日(土)	4月 27日(土)	
	午前8時30分 ～ 午後5時15分	午前8時30分～午後0時30分				
① 転入・転出・転居などの手続き、印鑑登録、住民票や戸籍などの各種証明書	○	○	○	○	○	市役所 1階市民課 ☎2998-9087
② マイナンバーカードの交付及び電子証明書の更新など	○ 午前9時～ 午後4時30分	○ 午前9時～ 午後0時30分		○ 午前9時～正午		同 1階市民課・ マイナンバー交付窓口 ☎2998-9481
③ 国民年金の手続き	○	○	○	○	○	同 1階市民課・国民年金担当 ☎2998-9095
④ 国民健康保険の手続き	○	○	○	○	○	同 1階国民健康保険課 ④ ☎2998-9131 同 課後期高齢者医療制度担当 ⑤ ☎2998-9218
⑤ 後期高齢者医療制度の相談	○	○	○			
⑥ 課税・非課税証明書、納税証明書		○	○	○	○	同 2階市民税課 ☎2998-9064
⑦ 市税・国民健康保険税の納付		○	○	○	○	同 2階収税課 ☎2998-9073
⑧ 納税相談		○	○			
⑨ 児童手当、児童扶養手当、子ども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成の手続き	○					同 2階こども支援課 ☎2998-9124

◎ 4月13日(土)・27日(土)は、上下水道局でも一部業務を行います（午前8時30分～午後0時30分）。☎ 上下水道お客様センター ☎2921-1080



電話でも面談でも
相談できます

市民相談 活用のススメ

AM …午前10時～11時30分（※1は午前9時から）

PM …午後1時～3時30分（※2は午後4時まで）◎相談時間は1回30分以内です。

相談名	実施日	内容
① 一般相談	月～金曜 AM※1 PM※2	相続、離婚、家庭内などの問題や悩み 相談員：専属相談員
② 弁護士相談（予約制） ◎年度内3回まで	月・水・金曜 AM PM	法律上の問題
③ 税理士相談（予約制）	木曜 AM	相続税、譲渡所得税など
④ 司法書士相談（予約制）	第1・3火曜 PM	登記、成年後見、簡易裁判所で扱う民事訴訟など
⑤ 行政書士相談	第3火曜 AM	相続遺言、離婚、契約、外国人の入国在留に関する書類作成など
⑥ 人権相談	第2・4火曜 AM	いじめ、差別など 相談員：人権擁護委員
⑦ 行政相談	第1・3金曜 AM	国など行政への意見、要望 相談員：行政相談委員
⑧ 外国人生活相談	▶ 英語・タガログ語 第2・4木曜 AM ▶ 中国語 第1・3木曜 AM	外国人の困りごとや悩み 相談員：英語・タガログ語・中国語が話せる相談員
⑨ 消費生活相談	月～金曜 AM PM※2	契約トラブル、悪質商法など消費生活全般

☎①一般相談専用ダイヤル ☎2998-9213

②～⑧市民相談課 ☎2998-9092

⑨消費生活センター相談専用ダイヤル
☎2998-9204



日常生活の中で抱える困りごとや悩みごとを、相談員が無料でアドバイス！気軽にご相談ください。

◎詳細は市報（Q市民相談）をご覧ください。

相続、離婚、遺言書…etc
どうしたらいいのか分からない
どうしよう…



迷ったときは、いろいろな相談が気軽にできる市民相談課の「一般相談」をご利用ください。

お悩みやお困りごとを伺いながら問題を整理します。
また、必要があれば適した専門相談などをご案内します。

